

特定事業所加算に係る届出書(相談支援事業所)

	事業所番号	
事業所名		
異動等区分	1 新規	2 継続
	3 変更	4 終了
届出区分	I	II
	III	IV

<p>① 常勤かつ専任の相談支援専門員を配置している。 相談支援専門員の配置状況</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">A</td> <td style="width: 40%;">相談支援専門員</td> <td style="width: 30%;">常勤専従</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 20%;">※ I, II~4名以上 III~3名以上 IV~2名以上</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>上記Aのうち主任相談支援専門員</td> <td></td> <td>人</td> <td>※ Iの場合のみ 1名以上</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>上記Aのうち現任研修修了者</td> <td></td> <td>人</td> <td>※ 1名以上</td> </tr> </table> <p>② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。(I・II・III・IV)</p> <p>③ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。(I・II・III)</p> <p>④ 当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。(II・III・IV)</p> <p>⑤ 基幹相談支援センター等からの支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供している。(I・II・III・IV)</p> <p>⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。(I・II・III・IV)</p> <p>⑦ 当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施している。(I)</p> <p>⑧ 当該指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数(指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。)が1月間において相談支援専門員1人あたり40件未満である。(I・II・III・IV)</p>	A	相談支援専門員	常勤専従	人	※ I, II~4名以上 III~3名以上 IV~2名以上	B	上記Aのうち主任相談支援専門員		人	※ Iの場合のみ 1名以上	C	上記Aのうち現任研修修了者		人	※ 1名以上	<p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p>
A	相談支援専門員	常勤専従	人	※ I, II~4名以上 III~3名以上 IV~2名以上												
B	上記Aのうち主任相談支援専門員		人	※ Iの場合のみ 1名以上												
C	上記Aのうち現任研修修了者		人	※ 1名以上												

- 備考1 「異動等区分」「申請区分」欄については、該当する番号に○を付けてください。
- 備考2 ここでいう常勤専従とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第二の2(3)に定義する「常勤」、同(4)の「専従」をいいます。
- 備考3 別紙3-7の書類も必ず提出してください。

※現行の特定事業所加算を取得している事業所の場合、⑧の要件を満たさなくても平成31年3月までは算定可。  
 ※特定事業所加算(II)及び(IV)については、平成33年3月まで算定可。